

改正案

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、民生の安定及び社会経済機能や早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画するものとする。

▶ 第1 目的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を実現し、併せて、長期的な視点から地震に強い都市づくりに取り組むことを目的とする。

▶ 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

町は、被災地域の被災状況や地域特性を考慮し、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

▶ 第3 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災

現行

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、民生の安定及び社会経済機能や早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画するものとする。

▶ 第1 目的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を実現し、併せて、長期的な視点から地震に強い都市づくりに取り組むことを目的とする。

▶ 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

町は、被災地域の被災状況や地域特性を考慮し、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

▶ 第3 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災

改正案	現行
<p>害復旧計画を速やかに策定し、実施する。</p> <p>2 事業計画の策定 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。 計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。</p> <p>3 事業の実施 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。</p> <p>4 災害復旧事業に伴う財政援助 法律等に基づく財政援助は、次のとおりである。 ① 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号） ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号） ③ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号） ④ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号） ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号） ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ⑦ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号） ⑩ その他</p> <p>▶ 第4 災害復興計画</p> <p>災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。</p>	<p>害復旧計画を速やかに策定し、実施する。</p> <p>2 事業計画の策定 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。 計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。</p> <p>3 事業の実施 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。</p> <p>4 災害復旧事業に伴う財政援助 法律等に基づく財政援助は、次のとおりである。 ① 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号） ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号） ③ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号） ④ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号） ⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号） ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） ⑦ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 ⑩ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号） ⑩ その他</p> <p>▶ 第4 災害復興計画</p> <p>災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。</p>

改正案	現行
<p>災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。</p> <p>1 復興計画の基本方針 町は、震災復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。</p> <p>2 復興計画の策定 町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。 策定にあたっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。</p> <p>3 復興事業の実施 町は、復興事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。</p>	<p>災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。</p> <p>1 復興計画の基本方針 町は、震災復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。</p> <p>2 復興計画の策定 町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。 策定にあたっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。</p> <p>3 復興事業の実施 町は、復興事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第2節 生活再建支援</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町及び防災関係機関は、<u>被災者</u>の自立的な生活再建を支援するため、<u>相互に連携し積極的な措置を講じる。</u></p> <p>▶ 第1 被災者生活再建支援制度</p> <p>被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、<u>被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は積極的に活用を図る。</u></p> <p>その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。</p> <p>なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号<u>のいずれかに</u>該当する被害が発生した<u>市区町村</u></p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市区町村</u></p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>都道府県</u></p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市区町村</u>（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市区町村</u>（人口10万人未満に限る）。_____</p> <p>⑥ <u>①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）</u></p> <p>2 対象世帯</p>	<p style="text-align: center;">第2節 生活再建支援</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町及び防災関係機関は、<u>被災者</u>の自立的な生活再建を支援するため、<u>_____積極的な措置を講じる。</u></p> <p>▶ 第1 被災者生活再建支援制度</p> <p>被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、<u>自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、町は積極的に活用を図るものとする。</u></p> <p>その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 対象となる自然災害</p> <p><u>適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。</u></p> <p>なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号_____に該当する被害が発生した<u>市 町村</u></p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市 町村</u></p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市町村</u></p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市 町村</u>（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した<u>市 町村</u>（人口10万人未満に限る）。ただし、人口5万人未満の場合には2世帯以上の住宅全壊被害で適用</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 対象となる被災世帯</p>

改正案	現行																																				
<p>① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>3 支給額 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>4 支給対象となる経費及び支給要件 支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。</p>	被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>3 支給条件 1) 支援金の支給額</p> <p>① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（単身世帯は3/4の額）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（単身世帯は3/4の額）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃貸（公営を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>2) 対象経費</p> <p>① 通常または特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費 ② 住居の移転費または交通費 ③ 住宅を賃借する場合の礼金 ④ 自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費</p>	被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営を除く）	支給額	200万円	100万円	50万円
被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																	
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																	
再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																																		
支給額	200万円	100万円	50万円																																		
被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																	
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																	
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営を除く）																																		
支給額	200万円	100万円	50万円																																		

改正案	現行
<p style="text-align: center;">被災者生活再建支援制度</p> <p style="text-align: center;">発 災</p> <p style="text-align: center;">〈法適用災害又はその可能性がある場合〉</p> <p style="text-align: center;">県へ被害状況報告(丸森町)</p> <p style="text-align: center;">内閣府及び被災者生活再建支援法人への報告(県)</p> <p style="text-align: center;">被害状況等精査、適用災害と認めた場合</p> <p style="text-align: center;">公示及び内閣府・支援法人へ報告</p> <p style="text-align: center;">《その後の被災者を含めたフロー》</p>	<p style="text-align: center;">被災者生活再建支援制度</p> <p style="text-align: center;">発 災</p> <p style="text-align: center;">〈法適用災害又はその可能性がある場合〉</p> <p style="text-align: center;">県へ被害状況報告(丸森町)</p> <p style="text-align: center;">内閣府及び被災者生活再建支援法人への報告(県)</p> <p style="text-align: center;">被害状況等精査、適用災害と認めた場合</p> <p style="text-align: center;">公示及び内閣府・支援法人へ報告</p> <p style="text-align: center;">《その後の被災者を含めたフロー》</p>
<p>▶ 第2 生活保護</p> <p>町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・生活維持費等を支給するよう県（県仙南保健福祉事務所）に要請する。</p>	<p>▶ 第2 生活保護</p> <p>町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・生活維持費等を支給するよう県（県仙南保健福祉事務所）に要請する。</p>

改正案	現行
<p>▶ 第3 資金の貸付</p> <p>1 災害援護資金 町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。 また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。</p> <p>2 母子及び寡婦福祉資金 町は県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。</p> <p>3 生活福祉資金 町社会福祉協議会は、被災者が生活福祉資金（実施主体：宮城県社会福祉協議会）の貸付を受けようとする場合、借入申込み等の支援を行う。 貸付対象世帯は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であり、資金種類としては、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）、緊急小口資金（火災等被災によって生活費が必要なとき）がある。</p> <p>4 一般住宅復興資金の確保 町は、必要に応じ、県との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。</p> <p>▶ 第4 その他救済制度</p> <p>町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「丸森町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年丸森町条例第29号）に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を<u>受けた者</u>に対し、災害障害見舞金を支給する。</p>	<p>▶ 第3 賃金の貸付</p> <p>1 災害援護資金 町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。 また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。</p> <p>2 母子及び寡婦福祉資金 町は県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。</p> <p>3 生活福祉資金 町社会福祉協議会は、被災者が生活福祉資金（実施主体：宮城県社会福祉協議会）の貸付を受けようとする場合、借入申込み等の支援を行う。 貸付対象世帯は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であり、資金種類としては、福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）、緊急小口資金（火災等被災によって生活費が必要なとき）がある。</p> <p>4 一般住宅復興資金の確保 町は、必要に応じ、県との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。</p> <p>▶ 第4 その他救済制度</p> <p>町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「丸森町災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年丸森町条例第29号）に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を<u>受けたもの</u>に対し、災害障害見舞金を支給する。</p>

改正案				現行					
災害弔慰金				災害弔慰金					
災害弔慰金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害		災害弔慰金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害			
	支給額	①生計維持者	500万円		支給額	①生計維持者	500万円		
		②その他の者	250万円			②その他の者	250万円		
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母		遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母		
災害障害見舞金				災害障害見舞金					
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害		災害障害見舞金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害			
	支給額	①生計維持者	250万円		支給額	①生計維持者	250万円		
		②その他の者	125万円			②その他の者	125万円		
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母		遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母		
	①	両眼が失明した者			①	両眼が失明した者			
	②	咀嚼及び言語の機能を廃した者			②	咀嚼及び言語の機能を廃した者			
	③	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者			③	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者			

改正案			現行		
④	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者		④	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者	
⑤	両上肢を肘関節以上で失った者		⑤	両上肢を肘関節以上で失った者	
⑥	両上肢の用を全廃した者		⑥	両上肢の用を全廃した者	
⑦	両下肢を膝関節以上で失った者		⑦	両下肢を膝関節以上で失った者	
⑧	両下肢の用を全廃した者		⑧	両下肢の用を全廃した者	
⑨	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者		⑨	精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が残各号と同程度以上と認められる者	
<p>▶ 第5 り災証明書の発行</p> <p>町は、災害発生後、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合は、速やかにり災証明を交付する。</p>			<p>▶ 第5 り災証明書の発行</p> <p>町は、災害発生後、早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合は、速やかにり災証明を交付する。</p>		
<p>▶ 第6 税負担等の軽減</p> <p>① 町は、必要に応じ、町条例に定めるところにより、町税及び町国民健康保険税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。担当は町民税務課とする。</p> <p>② 町は、必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。担当は保健福祉課、町民税務課とする。</p> <p>③ 県は、県立高校在学者で、災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料等の減免措置を講じる。</p> <p>④ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。</p>			<p>▶ 第6 税負担等の軽減</p> <p>① 町は、必要に応じ、町条例に定めるところにより、町税及び町国民健康保険税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。担当は町民税務課とする。</p> <p>② 町は、必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。担当は保健福祉課、町民税務課とする。</p> <p>③ 県は、県立高校在学者で、災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料等の減免措置を講じる。</p> <p>④ 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。</p>		
<p>▶ 第7 雇用対策</p> <p>被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望するときは、町は公共職業安定所と連絡協力して就労の支援に努める。</p>			<p>▶ 第7 雇用対策</p> <p>被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望するときは、町は公共職業安定所と連絡協力して就労の支援に努める。</p>		

改正案	現行
<p>⇒⇒資料編参照 「1-13 災害弔慰金の支給等に関する条例」(P. 30) 「1-14 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」(P. 34) 「4-5 最低生活費の体系」(P. 167) 「4-6 災害援護資金の貸付け」(P. 168) 「4-7 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表」(P. 169) 「4-8 生活福祉資金貸付限度額一覧表」(P. 171) 「4-9 被災者生活再建支援制度」(P. 173) 「様式-35 リ災証明書交付簿」(P. 229) 「様式-36 リ災証明交付申請書」(P. 230) 「様式-37 リ災証明書」(P. 231)</p>	<p>⇒⇒資料編参照 「1-13 災害弔慰金の支給等に関する条例」(P. 30) 「1-14 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」(P. 34) 「4-5 最低生活費の体系」(P. 167) 「4-6 災害援護資金の貸付け」(P. 168) 「4-7 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表」(P. 169) 「4-8 生活福祉資金貸付限度額一覧表」(P. 171) 「4-9 被災者生活再建支援制度」(P. 173) 「様式-35 リ災証明書交付簿」(P. 229) 「様式-36 リ災証明交付申請書」(P. 230) 「様式-37 リ災証明書」(P. 231)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第3節 住宅復旧支援</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。</p> <p>▶ 第1 一般住宅復興資金の確保</p> <p>町は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。</p> <p>▶ 第2 住宅の建設等</p> <p>町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設または公営住宅の空き家の活用を図る。</p> <p>1 災害公営住宅の建設等</p> <p>町は、自己の資金で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取または被災者へ転貸するために借り<u>上げる</u>。</p> <p>2 公営住宅の空き家の活用</p> <p>町は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講じる。また、災害の規模に応じて、県内外の公営住宅（県営、市営、町営等）の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 住宅復旧支援</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。</p> <p>▶ 第1 一般住宅復興資金の確保</p> <p>町は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。</p> <p>▶ 第2 住宅の建設等</p> <p>町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設または公営住宅の空き家の活用を図る。</p> <p>1 災害公営住宅の建設等</p> <p>町は、自己の資金で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取または被災者へ転貸するために借り<u>あげる</u>。</p> <p>2 公営住宅の空き家の活用</p> <p>町は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講じる。また、災害の規模に応じて、県内外の公営住宅（県営、市営、町営等）の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第4節 産業復興支援</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、<u>経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。</u></p> <p>▶ 第1 中小企業金融対策</p> <p>町は、県と協議して、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図る。また、被害が甚大な場合は、県信用保証協会及び地元金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。</p> <p>▶ 第2 農林漁業金融対策</p> <p>町は、県と協議して、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じる。</p> <p>また、被害が甚大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。</p> <p>⇒⇒資料編参照「4-10 中小企業への融資制度（間接融資）」(P.186) 「4-11 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表」(P.187)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 産業復興支援</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じる<u>ものとする。</u></p> <p>▶ 第1 中小企業金融対策</p> <p>町は、県と協議して、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図る。また、被害が甚大な場合は、県信用保証協会及び地元金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。</p> <p>▶ 第2 農林漁業金融対策</p> <p>町は、県と協議して、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じる。</p> <p>また、被害が甚大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。</p> <p>⇒⇒資料編参照「4-10 中小企業への融資制度（間接融資）」(P.186) 「4-11 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表」(P.187)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第5節 都市基盤の復興対策</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、これまで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>▶ 第1 主要交通施設の整備</p> <p>道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等。</p> <p>▶ 第2 被災市街地の整備</p> <p>面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現。</p> <p>▶ 第3 ライフラインの整備</p> <p>上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上。</p> <p>▶ 第4 防災基盤の整備</p> <p>防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 都市基盤の復興対策</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、これまで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。</p> <p>▶ 第1 主要交通施設の整備</p> <p>道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等。</p> <p>▶ 第2 被災市街地の整備</p> <p>面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現。</p> <p>▶ 第3 ライフラインの整備</p> <p>上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上。</p> <p>▶ 第4 防災基盤の整備</p> <p>防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第6節 義援金の受け入れ、配分</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、大規模災害時に、国内、国外から多くの義援金が送られてくる ことが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、<u>関係機関と連 携し、</u>迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。</p> <p>▶ 第1 受け入れ</p> <p>1 窓口の決定</p> <p>① 町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受け入れ窓口 を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。</p> <p>② 町の義援金の受け入れ窓口は、会計室とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 受け入れ及び管理</p> <p>会計室は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行す るとともに、配分が決定するまで保管する。</p> <p>▶ 第2 配分</p> <p>1 配分委員会</p> <p>町は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受け入れ 団体及び関係機関の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、 義援金の配分について<u>十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、 基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努め る。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 義援金の受け入れ、配分</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、大規模地震災害時に、国内、国外から多くの義援金が送られて くることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、 <u>迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。</u></p> <p>▶ 第1 受け入れ</p> <p>1 窓口の決定</p> <p>① 町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受け入れ窓口 を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。</p> <p>② 町の義援金の受け入れ窓口は、会計室とする。</p> <p>2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金 免除</p> <p><u>災害時に、被災者の救助を行う町、日本赤十字社宮城県支部、共 同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする 寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免 除を実施する。</u></p> <p>3 受け入れ及び管理</p> <p>会計室は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行す るとともに、配分が決定するまで保管する。</p> <p>▶ 第2 配分</p> <p>1 配分委員会</p> <p>町は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受け入れ 団体及び関係機関の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、 義援金の配分について<u>協議</u>、決定する。</p> <hr/> <hr/>

改正案	現行
<p>2 配分 義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、会計室が行う。</p> <p>① 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。</p> <p>② 義援金の用途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの用途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。</p> <p>▶ 第3 交付</p> <hr/> <p>会計室は、配分委員会の決定に基づき、配分先へ義援金を交付する。</p> <p>⇒⇒資料編参照 「様式-20 義援金品領収書」(P. 214)</p>	<p>2 配分 義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、会計室が行う。</p> <p>① 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。</p> <p>② 義援金の用途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの用途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。</p> <p>▶ 第3 交付</p> <hr/> <p>会計室は、配分委員会の決定に基づき、配分先へ義援金を交付する。</p> <p>⇒⇒資料編参照 「様式-20 義援金品領収書」(P. 214)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第7節 激甚災害の指定</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を<u>講じる。</u></p> <p>▶ 第1 激甚災害の調査</p> <p>町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し、県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。</p> <p>県は、市町村の被害状況を調査の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。</p> <p>▶ 第2 激甚災害指定の手続き</p> <p>地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。激甚災害の指定手順は次のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 激甚災害の指定</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を<u>講じるものとする。</u></p> <p>▶ 第1 激甚災害の調査</p> <p>町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査し、県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。</p> <p>県は、市町村の被害状況を調査の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。</p> <p>▶ 第2 激甚災害指定の手続き</p> <p>地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。激甚災害の指定手順は次のとおりである。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">激甚災害の指定手順</p> <p style="text-align: center;">第3 特別財政援助の交付（申請）手続き</p> <p>激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを</p>	<p style="text-align: center;">激甚災害の指定手順</p> <p style="text-align: center;">第3 特別財政援助の交付（申請）手続き</p> <p>激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを</p>

改正案	現行
<p>行う。</p> <p>▶ 第4 激甚災害指定基準</p> <p>1 激甚災害（本激甚災害） 激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</p> <p>1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 （激甚法第2章：第3条、第4条） ※公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等</p> <p>2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（激甚法第5条） ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条） ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条） ④ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条） ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条） ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）</p> <p>3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（激甚法第13条）</p> <p>4) その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条） ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条） ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条） ④ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条） ⑤ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）</p>	<p>行う。</p> <p>▶ 第4 激甚災害指定基準</p> <p>1 激甚災害（本激甚災害） 激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</p> <p>1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 （激甚法第2章：第3条、第4条） ※公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等</p> <p>2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業（激甚法第5条） ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条） ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条） ④ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助（激甚法第10条） ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条） ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）</p> <p>3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（激甚法第13条）</p> <p>4) その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条） ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条） ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条） ④ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条） ⑤ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）</p>

改正案		現行	
激甚災害指定基準(本激甚災害)		激甚災害指定基準(本激甚災害)	
適用すべき措置基準	激甚災害指定基準	適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
<p>激甚法第2章：第3条、第4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）都道府県負担金事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% （2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>	<p>激甚法第2章：第3条、第4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）都道府県負担金事業の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% （2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 ＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>
<p>激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% （2）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円</p>	<p>激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額 ＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% （2）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円</p>
<p>激甚法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、激甚法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）は、漁業被害見込額＞農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、</p>	<p>激甚法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、激甚法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）は、漁業被害見込額＞農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、</p>

改正案		現行	
	<p>5,000万円以下と認められる場合を除く）には適用。</p> <p>(1) 当該災害にかかる漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、激甚法第8条の措置が適用される災害</p>		<p>5,000万円以下と認められる場合を除く）には適用。</p> <p>(1) 当該災害にかかる漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、激甚法第8条の措置が適用される災害</p>
<p>激甚法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>	<p>激甚法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 ＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1%</p>	<p>激甚法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1%</p>

丸森町地域防災計画（震災対策編：第4章 災害復旧・復興計画）新旧対照表

改正案		現行	
適用すべき措置基準	激甚災害指定基準	適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
<p>激甚法第12条及び第13条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×0.2% （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% （2）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。</p>	<p>激甚法第12条及び第13条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額 ＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×0.2% （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 ＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% （2）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。</p>
<p>激甚法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業等に対する補助）、 激甚法第17条 （私立学校施設災害復旧事業の補助）、 激甚法第19条 （市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>	<p>激甚法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業等に対する補助）、 激甚法第17条 （私立学校施設災害復旧事業の補助）、 激甚法第19条 （市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>

丸森町地域防災計画（震災対策編：第4章 災害復旧・復興計画）新旧対照表

改正案		現行	
<p>激甚法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>	<p>激甚法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>	<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>	<p>上記以外の措置</p>	<p>その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

改正案		現行													
<p>2 激甚災害（局地激甚災害） 激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第2章：第3条、第4条) 2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条) 3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第6条) 4) 森林災害復旧事業に対する補助 (激甚法第11条の2) 5) 中小企業に関する特別の助成 (激甚法第12条、第13条) 6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (激甚法第24条) <p>激甚災害指定基準(局地激甚災害)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用すべき措置</th> <th>局地激甚災害指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</td> <td>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</td> </tr> <tr> <td>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用すべき措置	局地激甚災害指定基準	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村	2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置		<p>2 局地激甚災害 激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第2章：第3条、第4条) 2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条) 3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第6条) 4) 森林災害復旧事業に対する補助 (激甚法第11条の2) 5) 中小企業に関する特別の助成 (激甚法第12条、第13条) 6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (激甚法第24条) <p>局地激甚災害指定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用すべき措置</th> <th>局地激甚災害指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置</td> <td>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</td> </tr> <tr> <td>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用すべき措置	局地激甚災害指定基準	1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村	2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	
適用すべき措置	局地激甚災害指定基準														
1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村														
2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置															
適用すべき措置	局地激甚災害指定基準														
1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。 該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。 (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50～100億円の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村														
2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置															

丸森町地域防災計画（震災対策編：第4章 災害復旧・復興計画）新旧対照表

改正案		現行	
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村毎の当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る）</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村毎の当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る法第11条の2の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05%の場合を除く）。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の市町村が1以上ある災害</p>	<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る法第11条の2の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05%の場合を除く）。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）×25%の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条及び第13条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条及び第13条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>